

6－5 工事現場における適正な施工体制の 確保等について

平成 28 年 6 月 10 日 28 建企第 160 号
建設部長通知
令和 7 年 4 月 1 日一部改正

28建企第160号

平成28年6月10日

部内本庁関係各課の長
部内各地方機関の長 殿

建設部長

「工事現場における適正な施工体制の確保等について」の一部改正について（通知）

このことについて、平成28年5月31日付け国地契第19号等・国官技第50号・国営計第26号で、大臣官房地方課長・大臣官房技術調査課長・大臣官房官庁営繕部計画課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、「工事現場等における施工体制の点検要領」を別添のとおり一部改正しますので関係職員に周知してください。

担当

＜土木工事に関すること＞

建設企画課 土木技術グループ

電話 052-954-6507(ダイヤルイン)

内線 2875

＜建築工事に関すること＞

建設企画課 建築技術・工事検査グループ

電話 052-954-6615(ダイヤルイン)

内線 2890

工事現場等における施工体制の点検要領

1. 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、建設局・都市・交通局・建築局が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

2. 適用対象

点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事(請負金額が4,500万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、9,000万円以上のもの。)について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、下請契約を締結した工事について行うこととする。

3. 点検の基本

1) 点検事項

適正化法及び適正化指針において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

2) 建設業許可部局への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足る事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事(以下「建設業許可部局」という。)に対し、その事実を通知すること。

一 建設業法第8条第9号、第10号(同条第9号に係る部分に限る。)、第11号(同条第9号に係る部分に限る。)、第12号(同条第9号に係る部分に限る。)(若しくは第13号(これらの規程を同法第17条において準用する場合を含む。))又は第28条第1項第3号、第4号若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること。

二 適正化法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第1項、同条第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

3) 工事成績への反映

入札契約手続における監理技術者の専任制の確認及び現場における施工体制の把握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

4. 入札契約手続における監理技術者の専任制の確認等

入札前及び入札後、契約前並びに契約後における監理技術者等の専任制の確認については、「監理技術者等の専任制の確認について」（平成12年10月26日付け12建総第305号）によるものとする。

5. 現場における施工体制の把握

1) 監理技術者資格者証の点検

工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、工事請負契約約款第11条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請負会社に所属する者であることを確認すること。

このとき、不適切な点があった場合には工事請負契約約款第43条第1項第3号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。

2) 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者の同一性の点検

工事請負契約約款第11条に基づく通知による監理技術者が、申請書等に記載された配置予定技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であること。

このとき、不適切な点があった場合には、配置予定技術者と同一人を監理技術者とすることを求める等必要な措置を講じること。

3) 現場の常駐状況の点検

現場での監理技術者等の常駐状況について、適切な頻度で点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務づけられている下請契約書及び再下請負通知書等を工事期間中に点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

6) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図或いは下請届の内容が実際の体制と異なるものでないかを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること及び工事カルテの登録がされていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

6. その他

- 1) 工事現場における適正な施工体制の確保は、各発注者間で統一的な取組みを行うことによって効果が発揮できることから、公共工事発注各部局において、工事現場の立入点検の実施や各発注者が保有する情報を相互に交換するなど、発注者相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めること。
- 2) 発注者支援データベースシステムによる現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期登録を確実なものとするため、CORINS 登録の受領書を早期に提出させること。
- 3) 施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に、適切に活用すべきものであることに留意すること。

7. 適用

この要領は、平成28年6月1日以降に契約する工事について適用する。